

こども医療費助成制度の拡充に向けて取り組みます

子育てに伴う経済的負担の軽減による子育て環境の更なる充実を図るため、こども医療費助成制度の拡充に向けた取組を進めます。

1 内容

令和 9 年 4 月受診分(予定)から高校生世代の所得制限を撤廃します。また、中学生以上に求めていた一部負担金についても撤廃します。

2 新たに対象となる想定人数等

(1) 新たに対象となる想定人数 (令和 7 年 4 月時点受給者数: 約 8 万 4, 0 0 0 人)

① 高校生世代までの所得制限撤廃: 約 4, 6 0 0 人

② 一部負担金撤廃: 約 3 万 2, 0 0 0 人 (上記約 4, 6 0 0 人を含む。)

(2) 新たに必要となる予算額

年額約 2 億 3, 0 0 0 万円 (令和 7 年度予算: 約 2 6 億 3, 0 0 0 万円)

※ 令和 9 年度の将来人口推計を基に算出

3 現行制度と新制度の相違

	現行制度		新制度
対象年齢	0 歳から高校生世代まで		0 歳から高校生世代まで
所得制限	・中学生までなし ・高校生世代はあり	⇒	<u>なし</u>
助成内容	・小学生まで全額助成 ・中学生以上は、市民税非課税世帯を除き、通院 1 回当たり 5 0 0 円 (一部負担金) を超える額を助成 ※入院・調剤は全額助成		<u>全額助成</u>

4 実施時期 (予定)

令和 9 年 4 月

問合せ先

子育て給付課

直通電話 042-704-8908